

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージの概要

平成25年4月 復興庁

- 復興庁において、平成25年度当初予算案を中心に各省庁における取組（予算以外の取組を含む）を取りまとめ。
- 被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。

1. 放射性物質の確実な把握と コミュニケーションの強化

(1) 被災地産品の放射性物質検査の実施

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定
- ・被災地産品の放射性物質検査体制整備と検査実施 等

(2) 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

- ・福島県内を中心とした放射線モニタリング体制整備 等

(3) 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

- ・食品中の放射性物質基準値、放射性物質による健康影響等に関する情報提供
(シンポジウム、ミニ集会の開催、ポスター等の配布) 等

2. 風評被害を受けた産業への支援

(1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・福島産農産物等のブランド力回復のためのPR事業
(メディアを活用した広報、全国キャラバン等)
- ・全国的な被災地産品消費拡大に向けた「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進
(一環として全府省庁の食堂、自衛隊用糧食等における被災地産食材積極利用等)
- ・被災地産業(農業、商工業等)による新製品開発等支援
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ 等

(2) 国内外から被災地への誘客促進等

- ・福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のためのPR事業
(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等) 等

国民の健康
リスク回避

食品等の安全・消費者の信頼の確保

被災地の産業への直接的・間接的(風評)影響の克服

被災地の産業における新たな需要創出

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ 主な取組の例

1 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

食品等の放射性物質検査

- 被災地等で生産・加工された食品等に含まれる放射性物質を生産・出荷・流通等の各段階で検査するとともに、空間線量等の測定を確実に実施します。



放射線検査装置

正確で分かりやすい情報提供

- 食品等の放射性物質検査や、空間線量の測定結果をホームページで迅速に公表します。
- さらに、放射性物質の健康への影響等を子育て世代や学校関係者等に分かりやすく情報提供します。



2 風評被害を受けた産業への支援

被災地産品の販路拡大・新商品開発

- 被災地産の農林水産物等の消費拡大のため、官民連携によるキャンペーン（「食べて応援しよう！」）に取り組みます。
- さらに、福島県の産地と連携した農産物等の戦略的PR（マスメディアを活用した広報、全国キャラバン等）をはじめ、地域木材や伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大・新製品開発を支援します。



安倍総理の福島訪問（3月24日）

被災地への観光客誘致

- 福島県を中心とした被災地域への観光需要を増加させるため、マスメディアとタイアップした広報や、復興イベントの開催等を行います。
- さらに、海外の旅行会社や在外公館と連携した観光誘致PR等により、広く国内外からの観光客を誘致します。



鶴ヶ城
（福島県会津若松市）



滝桜
（福島県田村郡三春町）

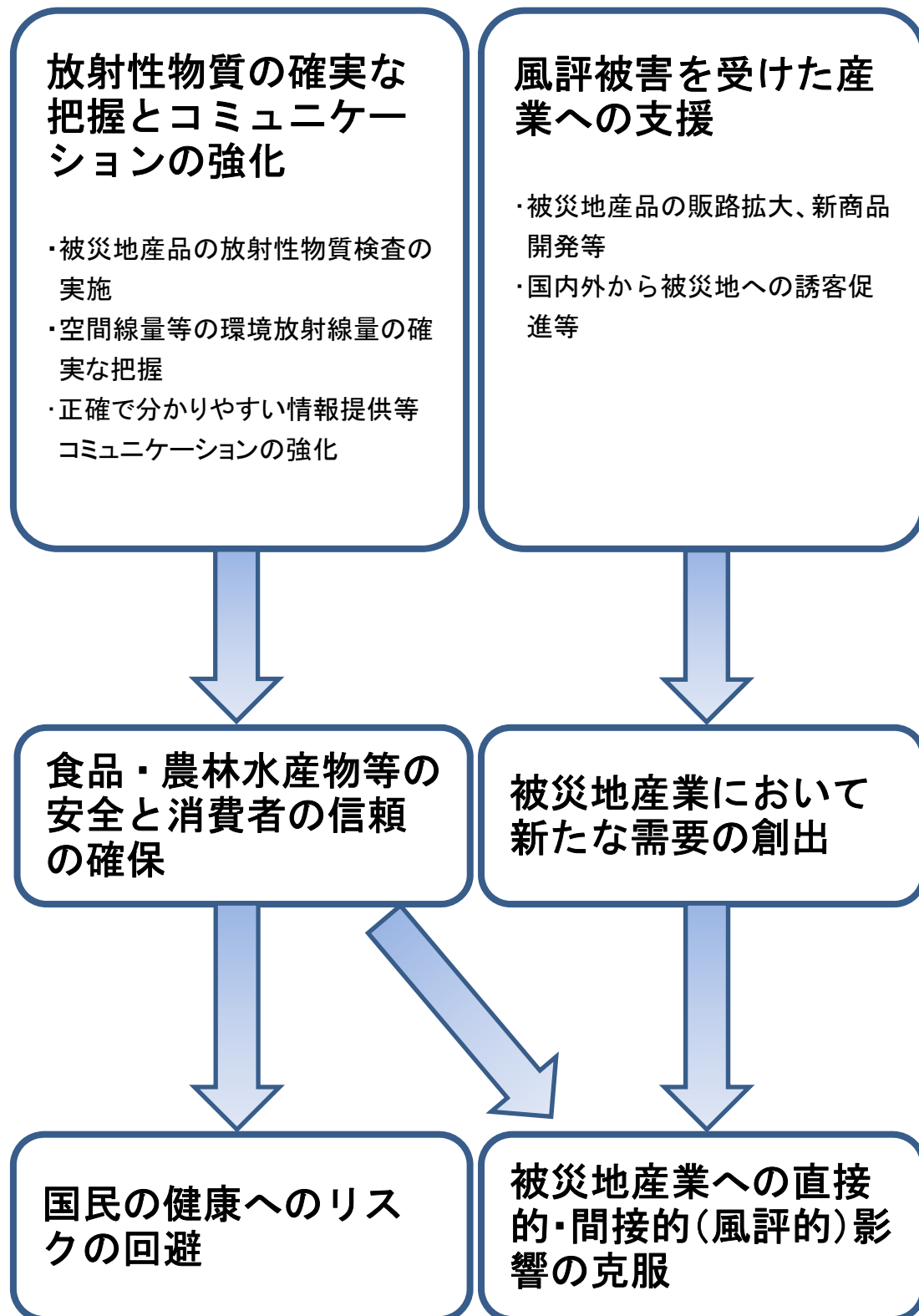
原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ

平成25年4月
復興庁

1. 基本的考え方

- ・福島県を中心とした原子力災害被災地域においては、震災から約2年を経過した現在においても、原子力災害により放出された放射性物質により、食品・農林水産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、「原子力災害による影響を受けた地域」とのイメージから生じる「風評」による農林水産業、観光業等の地域産業への影響が続いている。
- ・このような状況において、原子力災害に起因する風評被害を含む放射性物質による影響を低減・克服するための対策が求められている。このため、関係省庁の連携により、食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う必要があり、復興庁において以下の通り、平成25年度予算案を中心に各省庁における取組（予算以外の取組を含む）を取りまとめた。
 - ①放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化
 - ・被災地産品の放射性物質検査の実施
 - ・空間線量等の環境放射線量の確実な把握
 - ・正確で分かりやすい情報の提供等コミュニケーションの強化
 - ②風評被害を受けた産業への支援
 - ・被災地産品の販路拡大、新商品開発等
 - ・国内外から被災地への誘客促進等
- ・これらの対策を通じて、国民の健康へのリスクの回避や被災地の農林水産業・商工業や観光業への直接的あるいは間接的（風評的）影響を克服し、もって被災地域の復興再生を図る。

【対策の概念図】



2. 具体的取組み

I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

- ・被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の構築等を支援。
- ・放射線モニタリング体制の整備等により空間線量等を確実に把握・公表。
- ・放射性物質の健康影響等を含めた分かりやすい情報提供を実施する等、消費者・国民とのコミュニケーションを強化。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(具体的な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定（平成 23 年 3 月 17 日～）【厚生労働省】
- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定（平成 24 年 4 月 1 日～）

【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

コーデックス CODEX/STAN 193-1995	E U Regulation (Euratom) No 3954/87	日本 食品衛生法の 基準値
乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	飲料水 10 牛 乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食品の 10%が汚染地域由来 と仮定	・介入レベルを一般食品で年 間 1mSv と設定し、全食品 の 10%が規制値相当汚染 されていると仮定	・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般食品で は、50%が基準値相当 汚染されていると仮定

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施
(具体的な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援

①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の全袋検査体制整備

【内閣府原子力被災者生活支援チーム、農林水産省】

(基金の造成により、農協等に約 190 台の検査機器を配備。福島県では、県全体で全袋検査(平成 24 年 12 月末時点で約 1,000 万袋)を実施)

③地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

(平成 25 年 1 月までに全国で合計 250 台以上導入)

④地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

(平成 24 年 11 月までに全国で約 400 台配備)

(平成 25 年 1 月までに研修会を全国で 21 回開催し、延べ約 1,700 名が参加)

⑤地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査

【厚生労働省】【農林水産省】

(平成 25 年 1 月までに全国で 2 万件以上の検査受け入れ)

⑥地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる基金への財政支援【消費者庁】

⑦学校給食の放射性物質検査【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】

- ・学校給食食材の事前検査機器整備補助等

(平成24年9月までに:東日本16都県に対して約100台補助)
(基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に200台以上整備)

- ・学校給食一食全体の事後検査

(平成24年度:43都道府県で実施)

b. 原子力災害対策本部において検査計画を策定し、17都県¹を中心とした地方自治体における食品中の放射性物質検査を推進【厚生労働省】

(平成23年3月18日~24年3月31日 137,037件)

(うち暫定規制値超過 1,204件)

(平成24年4月1日~25年1月20日 219,037件)

(うち基準値超過 2,075件)

※基準を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施

c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】

(平成25年1月までに全国で3,100件以上の買上調査を実施)

等

【工業製品等の放射線検査整備】

a. 工業製品等の放射線量測定を行う企業等への指導・助言を実施【経済産業省】

(平成25年1月までに福島県内を中心に約600件の測定を実施)

等

¹ 17都府県(福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

2. 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

(具体的な取組)

- a. 福島県内を中心として、環境放射線測定体制を構築。引き続き、測定体制の維持・管理、環境放射線量の着実な測定・公表を継続【原子力規制庁】

(福島県内の設置台数 (設置中を含む))

ーリアルタイム線量測定システム	2,700 台
ー可搬型モニタリングポスト	545 台
ー固定型モニタリングポスト	28 台

- b. 避難指示区域等の見直しに伴い、今後帰還が本格化する地域におけるモニタリング体制の整備等を実施【原子力規制庁】

等

3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

(具体的な取組)

- a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係省庁のホームページで公表【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底、公共施設や店頭等における消費者への広報活動実施等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

(平成24年中にポスター各2万枚、リーフレット各92万部を全国で配布。また、消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を平成24年度中に全国で5万部配布。)

- c. 食品中の放射性物質の新たな基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等におけるシンポジウム等を開催

【食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

(関係省庁の共催により、平成 24 年度中に全国 27 カ所で意見交換会を開催。今後は、消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施方法を定める予定。)

- d. 保健所・保育所・幼稚園等における子育て世代向けのミニ集会の開催促進【消費者庁】

(平成 25 年末までに全国で 2000 人の専門家を養成し、各人に開催を促す予定。)

(今後、消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施方法を定める予定。)

- e. 福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化(「放射線影響に関する心のケア講座(仮称)」の開設、心のケアに関する人材育成等の実施)【環境省】

- f. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等、リスクコミュニケーションの推進者の養成促進
【消費者庁、環境省、文部科学省、厚生労働省】

- g. 学校教育の場における放射線に関する知識の普及
【文部科学省】

- h. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信
【内閣府、関係省庁】

(平成24年4月の食品中の放射性物質の新たな基準値の設定を受け、新聞広告(5/26～5/31 全 70 紙)を実施)

(また、政府広報のホームページ「政府広報オンライン」に解説記事を掲載したほか、「政府インターネットテレビ」にも解説番組を掲載)

等

Ⅱ. 風評被害を受けた産業への支援等

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR、販路拡大等を支援するとともに、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等を支援。
- ・風評被害に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報。
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続。

(具体的な取組)

- a. 福島県における産地と連携しつつ出荷時期に合わせた福島県産農産物等の戦略的かつ効果的なPR（メディアを活用した広報、全国キャラバン等）を支援【農林水産省】
- b. 被災地等で生産・加工された農林水産物等の消費拡大を促すためのマスメディア等を活用したPRの実施や、民間事業者等の被災地応援フェア等の開催を促進する等、官民の連携による取組を推進（「食べて応援しよう！」キャンペーン）【農林水産省】
(被災地産食品販売フェア等の取組数：519件（平成23年4月～平成25年2月）)
- c. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施【経済産業省、農林水産省】
- d. 被災地における新たな農業システムの構築のため、先端技術を活用した農業の実証支援等を実施【経済産業省、農林水産省】

e. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、全府省庁】

(「食べて応援しよう！」キャンペーンの一環として、平成 23 年 3 月から平成 24 年 10 月までの間に全府省庁の食堂・売店(出先機関を含む)で被災地産品を利用・販売)

(品目別では、米 5,232 トン(総利用・販売量の 38%相当)を利用・販売の他、青果物等多くの食品を利用・販売)

f. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置【復興庁】

g. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国への働きかけの継続【外務省】

(平成 25 年 3 月現在、10 カ国(カナダ、メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、ミャンマー、セルビア、チリ、ペルー、ギニア、マレーシア)が規制を解除し、EU 等が規制を緩和。)

h. 被災地自治体による在外公館での物産展等の開催、在京外交団への特産品等 P R の場を提供【外務省】

等

2. 国内外から被災地への誘客促進等

- ・東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援。

(具体的な取組)

- a. 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策事業等を支援【国土交通省】
- b. 東北地域の太平洋沿岸エリア及び福島県への旅行需要の喚起を図るための正確な情報や魅力の発信等の事業の実施（メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等）【国土交通省】
- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等へのPR事業の実施【外務省】
- d. 福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録、通訳案内士の特例措置【復興庁】
- e. 東北太平洋岸の自然公園を再編した「三陸復興国立公園」の創設と公園利用施設の整備【環境省】
- f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給【外務省】
- g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】
(官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の43事業、民間等57団体の取組が掲載(平成25年2月25日現在)。)
- h. 被災地自治体による在外公館での観光誘致PR、在京外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】

等

3. 今後の取組の推進等

- 本対策パッケージの各事業の推進に当たっては、風評被害を受けている地域事業者の視点や自主性を尊重し、現場からの提案等を具体的な事業に反映できるよう配慮する。また、国、県、市等多様な主体の連携により事業の効果が最大限発揮されるように取り組む。
- 本対策パッケージについては、今後の原子力被災地域における風評被害の状況変化等を踏まえ、より効果的かつ効率的な施策体系の構築に向けて、適宜フォローアップを行う。

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ 関連予算一覧

参考1

※()内は復興特会以外の予算(一般会計、エネルギー特会等)

番号	事業名	事業概要	平成25年度 概算決定額 (百万円)
総合計			8,561+α
I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化			3,440+α
1.	被災地域産品の放射性物質検査の実施		858+α
	(2)被災地産品の放射線検査体制の整備と検査の実施		858+α
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助	食品中の放射性物質について、各自治体が検査を実施するために必要な機器に対する補助を行う。	65 (1,560の内数)
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	都道府県等が放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な検査機器の整備・調査分析経費の支援、国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。	788の内数
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。	96
4	地方消費者行政活性化事業(復興特会分)	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付	729の内数
5	食品中の放射性物質対策	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。	188
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	水産物の安全性を確保するため、東日本の沿岸・沖合水域を広く回遊する魚種等を中心に、放射性物質調査を実施する。	446
7	水産業共同利用施設復旧支援事業	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要な不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。	2,209の内数
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。	216の内数
9	放射線量測定指導・助言事業	工業製品等の風評被害への対策として、民間事業者等に工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する。	63

	2. 空間線量等の環境放射線量の把握と公表		1, 992 + α
10	環境放射線測定等の充実	原子力発電所周辺地域の早期環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に応えるため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム放射線監視システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理等、環境放射線測定等を着実に実施する。	1014
11	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費	避難指示区域等の見直しに伴い、今後帰還が本格化する地域において、住民の安心を確保するため、避難指示区域等に空間線量率をリアルタイムで測定するシステム及び可搬型モニタリングポストを学校等の主要施設に設置する。	978
12	環境モニタリング調査	水環境における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供する必要があることから環境モニタリング調査を実施する。	1,159の内数
	3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化		590 + α
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。	(9の内数)
14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	食品と放射能に関する消費者の理解を広げるために、リスクコミュニケーションを全国各地(うち、復興特別会計上分は、被災4県で実施)で強力に展開する。新規事業として、栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象に、リスクコミュニケーションの推進者を養成するための研修会を開催する。また、引き続き、各省連携シンポジウムや、地域の消費者団体との連携による開催に加え、特に子育て世代の参加が容易となるような形でのリスクコミュニケーションの実施に取り組む。	19 (28)
15	リスクコミュニケーション実施経費	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。	(27の内数)
16	地方消費者行政活性化事業(一般会計分)	「基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、風評被害の防止、消費者と事業者との協働支援、消費者教育の展開、悪質事業者の撃退、適格消費者団体設立の促進などを想定。	(500の内数)
17	福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化	福島県が放射線に関する医療の拠点として整備を進める福島県立医科大学に開設する「放射線影響に関する心のケア講座(仮称)」に支援を行い、心のケアに関する人材育成、調査研究を通じ、放射線に対する不安の解消を図る。	(200)
18	放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業	放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、防護対策等について、一元的で分かりやすい統一的な基礎資料の作成及び国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会の講師を育成する。	(1,200の内数)
19	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発	国民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成が必要であり、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材育成等を行うため、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会の実施や住民参加型プログラムの開発、各種の研修資料を作成を行う。	(1,200の内数)

20	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。	572の内数
21	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。	4,981の内数
22	新教育課程説明会等	① 理数教育の充実を行い、「放射線の性質と利用」が新たに盛り込まれた新しい中学校学習指導要領(平成20年告示)を平成24年度から全面实施した。 ② ①の円滑な実施のため、引き続き、各都道府県等教育委員会の指導主事等を対象にした会議等において、新たに盛り込まれた「放射線の性質と利用」も取り上げ、内容の説明、周知を図る。	(33の内数)
23	原子力教育支援事業委託費	原子力に関する教育の取組の充実を図るため、各地域等が行う学校教育の場などにおける原子力に関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援を実施する。(簡易放射線測定器の貸出)	(48の内数)
24	学校教育における放射線に関する教育の支援	放射線に関する教材の検討や作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等)	(245)
25	政府広報の実施	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。 関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。	218の内数 (4,394の内数)
26	東京電力福島原子力発電所事故に関する被災者からの個別相談窓口事業	福島県内にコールセンターを設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。	98

番号	事業名	事業概要	平成25年度 概算決定額 (百万円)
Ⅱ. 風評被害を受けた産業への支援			5, 121 + α
1. 被災地産品等の販路拡大、新商品開発等			4, 544 + α
27	福島産農産物等戦略的情報発信事業	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。	297 (参考)24補正: 1,299
28	農産物等消費応援事業	被災地で生産・加工された農林水産物の消費拡大を促すための新聞・雑誌によるPR活動や官民の連携による民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。	126
29	復興に向けた木の暮らし創出復興支援事業	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。	90
30	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)により指定をうけた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。	200
31	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発等)を支援する。	200
32	特用林産物生産継続体制支援事業	特用林産物の安全性の普及活動等による消費者の理解向上を通じた消費拡大を図る	20
33	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。	2,400の内数
34	先端農業産業化システム実証事業	被災地等において、商工業の技術・ノウハウと農業の連携による、先端技術を活用した農業システム等の収益性の高い枠組みの実証を補助する。	1,611
35	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。	(576の内数)
36	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	東日本大震災の被災地において中小企業を含む製造業企業が生産を再開する中、途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。	(2000)
2. 国内外から被災地への誘客促進プロモーション等			577 + α
37	福島県における観光関連復興支援事業	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	378
38	東北地域観光復興対策事業	復興の基盤が整いつつある太平洋沿岸エリアの旅行需要回復と、東北観光博の仕組みを踏まえた滞在交流型観光の実施に対する支援を行う。また、東北観光博での取組を地域に定着させるため、仕組みの改善と地域の自立的な実施に向けた支援を行う。	199 (参考)24補正: 209

39	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	観光立国推進基本計画に定められた「平成28年:訪日外国人旅行者数1,800万人」の達成のため、10周年を迎える訪日旅行促進事業について、訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。	(5,491の内数)
40	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。	(12,495の内数)
41	外国報道関係者招聘事業	世界各国の主要プレスの記者を対象に、各国個別もしくはグループで我が国に招聘し、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより我が国政府の政策について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を増進させ、我が国外交政策の実現可能性を高め、また二国間関係を進化させることを目的とする。さらに、風評被害対策および日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施。	(62の内数)
42	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トビックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。	(164の内数)
43	啓発派遣事業	我が国の有識者を海外に派遣し、我が国の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、我が国の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。	(36の内数)
44	在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	(241の内数)
45	三陸復興国立公園再編成等推進事業	東北太平洋岸の自然公園を再編した「三陸復興国立公園」の創設と公園利用施設の整備を行うとともに、東北海岸トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。	471の内数

原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ関連施策一覧(予算以外)

参考2

I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施		
1	自治体に対する科学的支援	地方自治体による放射性物質の検査について、検査方法等に関する科学的助言や、検査データの解析と検査計画策定への助言等を実施する。
2	放射性物質に関する検査の実施	(独)国民生活センターにおいて、放射性物質に関する検査について、引き続き自治体における実施体制を支援するとともに、自治体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。
3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化		
3	政府広報の実施	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を行う予定。
4	震災関連情報の収集・提供	(独)国民生活センターにおいて、放射性物質に関する情報など、震災に関連する消費生活情報を収集し、ホームページ等を通じ、情報提供を積極的に行う。
5	食品と放射能等に関する研修の実施	(独)国民生活センターにおいて、消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能等に関連する講義を積極的に行う。
6	食品中の放射性物質に関する情報提供	食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場における対応について理解を深めていただくため、説明会の開催やインターネットを通じた情報提供を実施する。

II. 風評被害を受けた産業への支援等

1. 被災地産品等の販路拡大、新商品開発等		
7	全府省庁における被災地産品の利用・販売促進	「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進と、その一環として、全府省庁の食堂・売店において被災地産食品の利用・販売を拡大。 平成23年3月から平成24年10月までの間に (1) 出先機関を含む全府省庁の食堂・売店1,303カ所のうち632カ所で被災地産食品を利用・販売。 (2) 品目別では、米5232トン(総利用・販売量の38%相当)の他、青果物、畜産物、水産物等多くの食品を利用・販売。
8	被災地で製造された自衛隊用レトルト品の調達	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。
9	自衛隊用の缶詰やレトルト品の新規メニューの検討	防衛省で調達する缶詰やレトルト品について、被災地の加工業者等から新規メニューの提案を受付ける機会を設ける。
10	自衛隊隊員食堂における被災地産品の利用	自衛隊隊員食堂において、以下を実施。 (1) 隊員食堂で使用する食材の調達においては、これまでどおり被災地産食品を排除しないこと。 (2) 被災地産食品を使用している旨の掲示等周知 (3) 被災地8県に所在する駐屯地等の「御当地メニュー」や郷土料理等を全国の他の駐屯地等給食関連部署に紹介し、被災地産品の利用促進を図る。
11	福島復興再生特別措置法に基づく特例	福島復興再生特別措置法に基づく、農産物等の新品種登録の特例措置(出願料・登録料(第1年分から第6年分までの各年分)の3/4を軽減)、地域団体商標登録の特例措置(出願の手数料・登録料の1/2を軽減)。
12	諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ	被災地産品等に対する諸外国の輸入規制に関し、相手国政府、メディア、産業界等に対する正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、規制緩和に向けた働きかけを継続。
13	地方の魅力発信プロジェクト	東北の被災地を含む地方自治体等が、在外公館施設(事務所、公邸、広報センター等)を活用して、海外で物産展や観光誘致PR事業を行う事業を実施。
14	地域の魅力発信セミナー	被災地を含む日本の各地方の魅力を、地方自治体が直接在京外交団に対して発信する事業を実施。(外務省におけるセミナー開催、地方視察ツアー)
2. 国内外から被災地への誘客促進等		
15	福島復興再生特別措置法に基づく特例	福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録の特例措置(出願手数料・登録料の1/2を軽減)、通訳案内士の特例措置(通訳案内士試験を福島県の実施する研修・登録で代替可能)
16	三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興	三陸復興国立公園の創設、被災した公園利用施設の復旧、長距離歩道(東北海岸トレイル)の設定等を通じ、地域経済再生のために観光面で貢献する。
17	東北三県訪問の外国人に対するビザ手数料免除	東北三県(岩手、宮城、福島)を訪問する外国人に対するビザ手数料を免除。
18	東北三県訪問の中国人個人観光客に対する数次ビザ発給	東北三県(岩手、宮城、福島)を訪問する中国人個人観光客に対して、有効期間3年間の数次ビザを発給。
19	「東北・北関東への訪問運動」	東日本大震災からの復興を、官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東を応援することを目的として実施しており、賛同団体の各取組を発信してもらい、自主的に連帯の輪を拡げていく運動として民間等に広く協力を呼びかけ、観光庁のHPで情報を集約。 http://www.mlit.go.jp/kankochou/fukkou-shien/
20	地方の魅力発信プロジェクト【再掲】	
21	地域の魅力発信セミナー【再掲】	